

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

常滑市

2 構造改革特別区域の名称

はばたけ未来へ！心豊かなとこなめっ子給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

常滑市の全域

4 構造改革特別区域の特性

常滑市は、知多半島中央部の西海岸に位置し、東西6km、南北15kmと細長く、伊勢湾岸上には新たに市域となった中部国際空港がある。面積は、55.90km²、人口は、58,684人(令和6年3月末日現在)である。

市の西は、伊勢湾を隔てて三重県と相対しており、北は知多市、東は阿久比町、半田市及び武豊町、南は美浜町と接している。

市の中心部から名古屋都心までは約35kmの距離があり、名鉄常滑線により約30分、車では約40分で結ばれている。道路は、南北軸として国道155号・247号、知多半島道路等があり、東西軸として北条向山線や半田常滑線等があり、空港の開港に合わせてアクセス道路(セントレアライン)等が開通し、広域的に交通利便性が向上している。

本市では、中部国際空港が開港したこと及び、土地区画整理事業により転入者が増加し、その多くが夫婦共働きの子育て家庭である。こうしたことを背景に、保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を市の重要施策と位置づけて取り組んでいる。

市内には公立の幼保連携型認定こども園1園、公立保育所10園、私立幼稚園1園、私立幼保連携型認定こども園3園、私立保育所が2園、私立の小規模保育事業所が4園、私立の事業所内保育事業所が1園ある。公立の保育所では定員を1,446名、公立の幼保連携型認定こども園で定員を150名と設定し、延長保育、一時保育、低年齢児保育、障害児保育を実施し、保育の充実を図っている。公立保育所は、建築年が昭和41年から53年と古く、調理室設備の老朽化と増加する保育需要により園内調理での対応が困難な状況にある。

本市では、望ましい食生活を実践し、生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができるよう、食に関する知識を深め、食を選択する力をつけるべく食育を総合的かつ

計画的に推進していくため、令和2年3月に「常滑市食育推進計画」(第2期健康日本21 とこなめ計画後期計画の一部)を策定している。

5 構造改革特別区域計画の意義

核家族化が進行し、また、就業する女性が増加する社会情勢を背景として、子育て支援や保育所に対する期待は大きくなっている。

給食センターからの給食外部搬入を導入することにより、調理員の人件費の削減、給食材料の一括購入、調理業務の効率化等が可能となり、保育所・こども園の運営費の削減を図ることができる。

また、地域の子どもたちが消費者ということから、安心して安全な農作物、付加価値の高い農作物を生産することが求められるため、地元生産者の活動が活発化すると共に、地産地消が推進されることにより地域農業の振興や地域の活性化を図ることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 食に対する関心を高め、乳幼児期から望ましい食習慣を身につけることや、保護者に対して子育てをしていく上での食の重要性を啓発し、生涯にわたり健康的な生活を過ごすことができるよう市民生活の向上を目指す。
- ② 保育所・こども園の乳幼児の給食も、小中学校と同じ給食を実施することで、乳幼児期から小中学校までの一貫した「食育教育」を推進する。
- ③ 地元農産物を給食へ導入することにより、保護者の地産地消に対する関心を一層高め、生産者の生産意欲の増大を図り、安心安全な食材を提供する。
- ④ 給食センターでの食材の一括購入・一括調理により、保育所・こども園の運営にかかる経費削減を図り、財源を更なる保育サービスの拡大に充て、子育て支援を更に充実する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

給食センターでの一括調理に伴い、給食材料の一括購入を実施することで、材料費の削減を図ることができるとともに、人件費、光熱水費等、給食の調理業務に関する経費の削減にも繋げることができる。また、保育所・こども園の運営全般についても経費の削減等による合理化を進め、削減効果を出していく。

厳しい市の財政事情の中で、これらの削減効果を乳児保育、延長保育、一時保育や地域子育て支援などの経費に充てることで、本市における保育サービスの更なる充実と児童福祉の向上に資することとなる。

また、衛生面や安全面では、設備の整った調理施設で調理された給食を供与することや、経費の削減により保育サービスを充実させることで、保護者が安心して子

どもを預けられる環境を提供することになり、少子化の抑制、子育て家庭の仕事と子育ての両立支援に資する。

さらに、乳幼児期からの一貫した食育と地産地消に取り組むことは、児童の正しい食習慣を形成することになり、また、乳幼児期から地元の食材に慣れ親しむことで、将来的な地産地消につながることになる。そして、生産者にとっては、生産物が地元で購入・消費されることで、収入の増加と生産意欲の高揚等の効果が生まれる。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(子育て支援事業・地産地消事業・学校給食事業)

令和2年3月に、常滑市において幼児教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制を整備し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に取り組むための「第2期常滑市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。また、子育てに喜びを感じ、子どもを安心して生み育てる環境を整えるための事業を、各分野にわたり推進している。給食の外部搬入により給食調理業務の効率化、安定化、経費の削減を図ることで更なる子育て支援サービスの充実を目指す。

保育サービスの充実としては、市民ニーズを把握し、延長保育、低年齢児保育、障害児保育、一時保育などの事業に取り組んでいる。病児・病後児保育事業として、家庭で保育ができない時に小児科医の管理のもと保育士、看護師がいる施設内で預かり、保護者の子育てと就労の両立支援を実施している。保育の中では、子どもたちの偏りがちな食生活を改善するために、バランスの取れた給食を提供し、心身ともに成長していくことを期待しつつ、マニュアルを作成し、実践する。

子育て支援センター事業において、家庭での育児不安を軽減・解消するための相談指導、子育てサークル及び子育てボランティアの育成支援、地域の保育資源の情報提供などを実施し、親子のふれあいの場等を提供している。

さらに、地元食材を取り入れ、食育の推進を図りながら地産地消の安全・安心な給食を提供する。

別紙

1 特定事業の名称

- 9 2 0 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- 2 0 0 1 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

常滑市内の公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園

常滑市立三和南保育園、常滑市立三和西保育園、常滑市立鬼崎北保育園、常滑市立鬼崎中保育園、常滑市立鬼崎西保育園、常滑市立瀬木保育園、常滑市立常石保育園、常滑市立丸山保育園、常滑市立西浦南保育園、常滑市立小鈴谷保育園、常滑市立青海こども園

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の給食を、給食センターで調理して搬入する『外部搬入方式』にする。

5 当該規制の特例措置の内容

- ① 公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成 20 年 4 月 1 日付雇児発第 0401002 号）」における留意事項を遵守する。

各保育所及びこども園の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりであるが、各保育所及びこども園とも、加熱設備としてガスオーブン及びガステーブル、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫、保冷库、配膳器具として配膳車が備え付けられており、再加熱や冷蔵・冷凍、配膳は可能である。

また、体調不良児や食物アレルギーを持つ乳幼児への対応については、保育士、保育教諭、調理員、給食センターの栄養士が協議し、供与量の調整、主食を柔らかくする、揚げ物等の体に負担のかかるものは代替食を供与する等、保育所及びこども園内の調理室で乳幼児に合わせた給食を調理することで対応する。

＜保育所及びこども園調理室の状況＞

	調理室 面 積	加熱設備	保存設備			その他	
		ガスコンロ	冷凍庫	冷蔵庫	保冷库	調理員	調理能力（1日）
三和南保育園	28 m ²	2 口	1	1	1	3	70
三和西保育園	14 m ²	2 口	1	1	1	2	110
鬼崎北保育園	27 m ²	2 口	2	1	1	5	140
鬼崎中保育園	16.5 m ²	3 口	1	1	1	2	55
鬼崎西保育園	57.75 m ²	2 口		2		5	140
瀬木保育園	10.5 m ²	4 口	1		1	7	200
常石保育園	20 m ²	3 口	1	1	2	4	120
丸山保育園	33.6 m ²	2 口	1	1	2	4	105
西浦南保育園	14.1 m ²	2 口	1		2	4	110
小鈴谷保育園	19.25 m ²	2 口	1	1	1	3	90
青海こども園	33 m ²	2 口		1	1	2	40

- ② 外部搬入による給食は、0 歳児から実施し、給食の内容は原則として学校給食と同じ献立とするが、年齢に応じて味付け・大きさ・固さ・量などを工夫し、提供する。3 歳未満児については、栄養士の指示により保育士や用務員が柔らかくし提供する。離乳食については、保育所の調理室で調理したものを提供する。回数、時機については、保育所で行われている給食と同様の形態をとる。給食センターからの外部搬入の契約については、原則は保育所及びこども園と給食センターとの間で契約書を締結することが望ましい。しかし、当市の公立保育所及びこども園の設置及び管理・運営責任者である市長（保育所及びこども園を所管するこども保育課）と、給食センターの設置、管理及び運営責任者である教育委員会は、常に緊密な連携を取りながら、あらゆる場面で強い協力関係にあり、さらに同一の庁舎内で事務を執っていることから、保育所及びこども園への給食の外部搬入を行うにあたり、事実上『契約』という行為になじまない状況にあるため、保育所及びこども園を所管するこども保育課と給食センターが覚書を締結することとする。また、こども保育課指導主事が学校給食運営委員会へ参画することにより覚書の実効性を確保する。
- ③ 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和 62 年 3 月 9 日付社施第 38 号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成 5 年 2

月 15 日指第 14 号)」の第 4 の 2 の規定及び「保育所における食事の提供について（平成 22 年 6 月 1 日付雇児発第 4 号）」を遵守する。

調理方式については、給食センターから各保育所及びこども園までは 30 分程度で到着することが可能なため、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、すみやかに提供するクイックサーブ方式で実施する。食事の運搬及び保管方法については、専用のコンテナに入れ温度管理が可能な給食運搬車で運搬する。給食センターは、給食運搬車を 9 台保有し、給食を小・中学校に配送しているが、その内の 7 台の配送ルートに保育所及びこども園分を組み込み、配送を行う。運搬した給食は、保育所及びこども園の調理室に搬入し保冷が必要な食品は配膳時間まで冷蔵庫で保存する。給食は調理が完了してから 1 時間半程度で配膳、喫食が可能である。

- ④ 1 ヶ月ごとの献立表を保護者に配布し、園児の食材に対するアレルギーの有無や、献立に対する保護者の要望等の聴取等に努めている。こうした過程を継承することで、保育所及びこども園間の共通理解と共通認識を図り、こども保育課指導主事が常滑市学校給食運営委員会へ参画、給食センター栄養士との連携を図ることにより、給食の献立等への保育所及びこども園や保護者の意見を反映させていく。また栄養素量の供与について、年齢に応じた栄養素量を供与するとともに、乳幼児の嗜好に配慮した献立を供与することで、正しい食習慣が身につくよう、食育を推進する。食材についても、地元食材を多く取り入れることで、地産地消への取り組みを図る。